

旭川市立西神楽中学校
学校いじめ防止基本方針



2014(平成26)年 4月
【2023(令和5)年 4月 改訂】

【 目 次 】

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・・・・	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの理解	
第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 本校のいじめの実態及び目標(指標)	
2 生徒が主体となった取組の推進	
3 学校いじめ対策組織の設置	
4 いじめ防止の取組	
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
6 いじめへの対処	
7 いじめの解消	
8 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	
9 いじめの重大事態への対応	
10 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携	
第3章 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○ 旭川市立西神楽中学校いじめ防止プログラム	
○ 早期発見・事案対処マニュアル	
○ いじめ発見・見守りチェックシート	
○ いじめ発見・観察ポイント(保護者用)	
○ 主な相談窓口	

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある決して許されない行為です。

本校では、これまでもいじめの根絶に努めてきたところです。これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、その未然防止を目標に取り組みを進めてきました。年度始めに「学校いじめ防止基本方針（生徒向け）」を配布し、全校集会で「いじめは許されないこと」「いつでも相談できる体制がある」ことを生徒に伝え、未然防止や早期発見・解決について指導しました。また、生徒会活動（生活常任委員会）が「いじめ撲滅標語」の取組を行い、生徒の自主的・実践的な活動を進めています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」とする）等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次の通り規定されています。

- | |
|--|
| <p>ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> |
|--|

1 本校のいじめの実態及び目標(指標)

◆2022(R4)年度のいじめアンケートの結果◆ 【第1回 6月調査】

○あなたは、今年の4月から今日まで、嫌な思いをしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 18名

2学年 ～ 0名 / 8名

3学年 ～ 0名 / 20名

○あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。*回答者数46名(複数回答)

・学校の先生～25名 ・スクールカウンセラー～5名 ・友人～26名 ・父や母～28名

・兄弟姉妹～7名 ・電話相談～1名 ・だれにも相談しない～6名

・その他～1名(いとこ)

○あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 18名

2学年 ～ 0名 / 8名

3学年 ～ 0名 / 20名

○学校から「子供相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますか、そのカードを知っていますか？

知っている ～ 46名

知らない ～ 0名

○あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんなことがあっても許されないことだと思いますか？

そう思う ～ 45名

そう思わない ～ 0名

よくわからない ～ 1名

◆2022(R4)年度のいじめアンケートの結果◆ 【第2回 11月調査】

○あなたは、今年の4月から今日まで、嫌な思いをしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 16名

2学年 ～ 0名 / 9名

3学年 ～ 0名 / 20名

○あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。*回答者数45名(複数回答)

・学校の先生～17名 ・スクールカウンセラー～4名 ・友人～29名 ・父や母～26名

・兄弟姉妹～5名 ・電話相談～1名 ・メールやSNSの相談窓口～1名

・だれにも相談しない～10名

○あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年 ～ 1名 / 16名

2学年 ～ 1名 / 9名

3学年 ～ 0名 / 20名

両学年とも、聴取の結果回答者の思い過ごしであった。被害生徒と思われる生徒に事情を確認したところ、いずれのケースも、嫌な思いの事実はない。

○学校から「子供相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますか、そのカードを知っていますか？

知っている ～ 45名

知らない ～ 0名

○あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんなことがあっても許されないことだと思いますか？

そう思う ～ 44名

そう思わない ～ 0名

よくわからない ～ 1名

◆2022(R4)年度のいじめアンケートの結果◆ 【第3回 2月調査】

○あなたは、今年の4月から今日まで、嫌な思いをしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 14名

2学年 ～ 0名 / 9名

3学年 ～ 0名 / 19名

○あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。*回答者数42名(複数回答)

・学校の先生～19名 ・スクールカウンセラー～3名 ・友人～26名 ・父や母～26名

・兄弟姉妹～7名 ・電話相談～2名 ・だれにも相談しない～5名

○あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 14名

2学年 ～ 0名 / 9名

3学年 ～ 0名 / 19名

○学校から「子供相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますが、そのカードを知っていますか？

知っている ～ 40名

知らない ～ 2名

○あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんなことがあっても許されないことだと思いますか？

そう思う ～ 42名

そう思わない ～ 0名

よくわからない ～ 0名

◇今年度の目標・指標◇

前年度、3度にわたる「いじめアンケート」や「定期教育相談」および日常の生徒との触れ合い活動を通して、いじめの認知件数は0件でしたが、3月に他校生も関係するインターネット(SNS)を介するトラブルがあり、いじめと認知しました。

今年度も「いじめをしない・させない」という学校風土を継続し、今日的課題であるネット上のトラブルを未然に防ぐための指導(ネットリテラシーやマナー)についての指導の強化に努めていきます。

なお、本校におけるいじめ調査(「いじめアンケート」2月実施)では、「いじめはどんな事があっても許されないと思う」生徒の割合は100%である一方、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合は10.8%に上ります。

この結果から、本校では今年度も教職員一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる」との認識をもち、家庭、地域住民、関係機関と連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に基づき「国の基本方針」「旭川市のいじめ防止基本方針(策定の指針)」等を参考に本校の「いじめ防止基本方針」を策定します。本基本方針は、学校に設置する「いじめ対策組織」を中心に、年間の学教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を組織的・計画的に実施できるようにしたのです。具体的には、「いじめ防止等の方針」「具体的な指導内容のプログラム(学校いじめ防止プログラム)」「早期発見・事案対処マニュアル」に基づく取組を行います。また、学校評価やPDCAサイクルによる点検・見直し等を行います。

【具体的目標と指針】

- ① 積極的にいじめを認知する姿勢を重視し、積極的な認知を目指します。
- ② 「いじめは許されない」意識の向上を図る学級活動や道徳の授業を通して自分事として考える能力を身に付けさせ、全国学力・学習状況調査の質問紙及びいじめアンケートにおいて「いじめはどんな理由があっても許されない」の「そう思う」の回答が100%が継続することを目指します。
- ③ いじめアンケートで「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」との回答が0%となるよう、誰でもいつでも相談できる体制を整えます。

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめ問題等について様々な取組を行い、本校の実態に応じた「学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を策定します。
- 中連生活部の研修会への参加を通し、他校の実態や取組を本校に還元します。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります（いじめ撲滅標語等）。

◇本校の取組◇

(1) いじめアンケートの実施

①ねらい

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進める。

②内容

- いじめアンケートの実施（5月、10月、2月）
- いじめアンケートの集約と考察
- いじめ認知に向けての面談等

(2) いじめ撲滅標語コンクール

①ねらい

一人一人がいじめを起こさない強い意志をもち、人をお思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした標語を募集し、生徒のいじめ根絶に向けた意識の啓発を図る。

②内容

- 6月下旬 生活常任委員会より提案、募集
- 9月上旬 生活常任委員会で選考
- 10月上旬 生徒集会で発表（表彰）、校内掲示

※R4年度の「いじめ撲滅標語コンクール」入賞作品

<1年生>

- 突き刺さる その一言で もう いじめ
- いじめはね 遊んでいたでは 許されない
- 助けてよ 言われる前に 助けよう

<2年生>

- いじめは一瞬 心についた 傷は一生
- ふざけて言った言葉でも 相手を傷つけている

<3年生>

- 気をつけて 言葉は 人を傷つける
- いじめして 得することは ありますか
- 愚かだよ 人傷つけて 笑うのは

(3) 教育相談

①ねらい

- ・学級担任との親和的な人間関係をつくる
- ・生徒の自己理解と援助
- ・生活や学習についての悩みなどの把握と援助
(特に、いじめに関わる内容は、迅速で適切な支援を心がける)

②担任との個別面談 1人 10~15分程度

学校における教育相談(参考)

ア 教育相談の位置づけと役割

教育相談は生徒指導の一環として位置づけられ生徒指導の中心的な役割を担う生徒指導を支える重要な機能である。また、一人一人の教育上の諸問題を取り上げ、三者(本人・保護者・教師)が望ましい在り方を見いだせるよう指導・援助するものである。

イ 教育相談の3つの機能

- ・治療的な機能…非行など反社会的な問題行動や不登校など非社会的問題行動を起こした生徒に対して、問題解決に向けての指導・援助を個別またはグループカウンセリングなどの方法を用いて行う。
- ・予防的な機能…生徒が問題を起こしたり、不適応に陥ったりしないように、あるいは教師が気になる子どものサインをキャッチした時に、問題行動につながったり、問題が深刻化したりすることを事前に防ぐように指導・援助することである。全ての生徒を対象とする。
- ・開発的な機能…どの生徒も学業、進路、性格、友人など年齢に応じた発達課題をもっている。それを達成して自己実現に向けて成長していくよう指導・援助することであり、全ての生徒を対象とする。

(4) 日常的な道徳指導

①ねらい

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

②内容

道徳の授業を「要」として、学校の教育活動全体を通して、いじめ防止に取り組みます。

3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

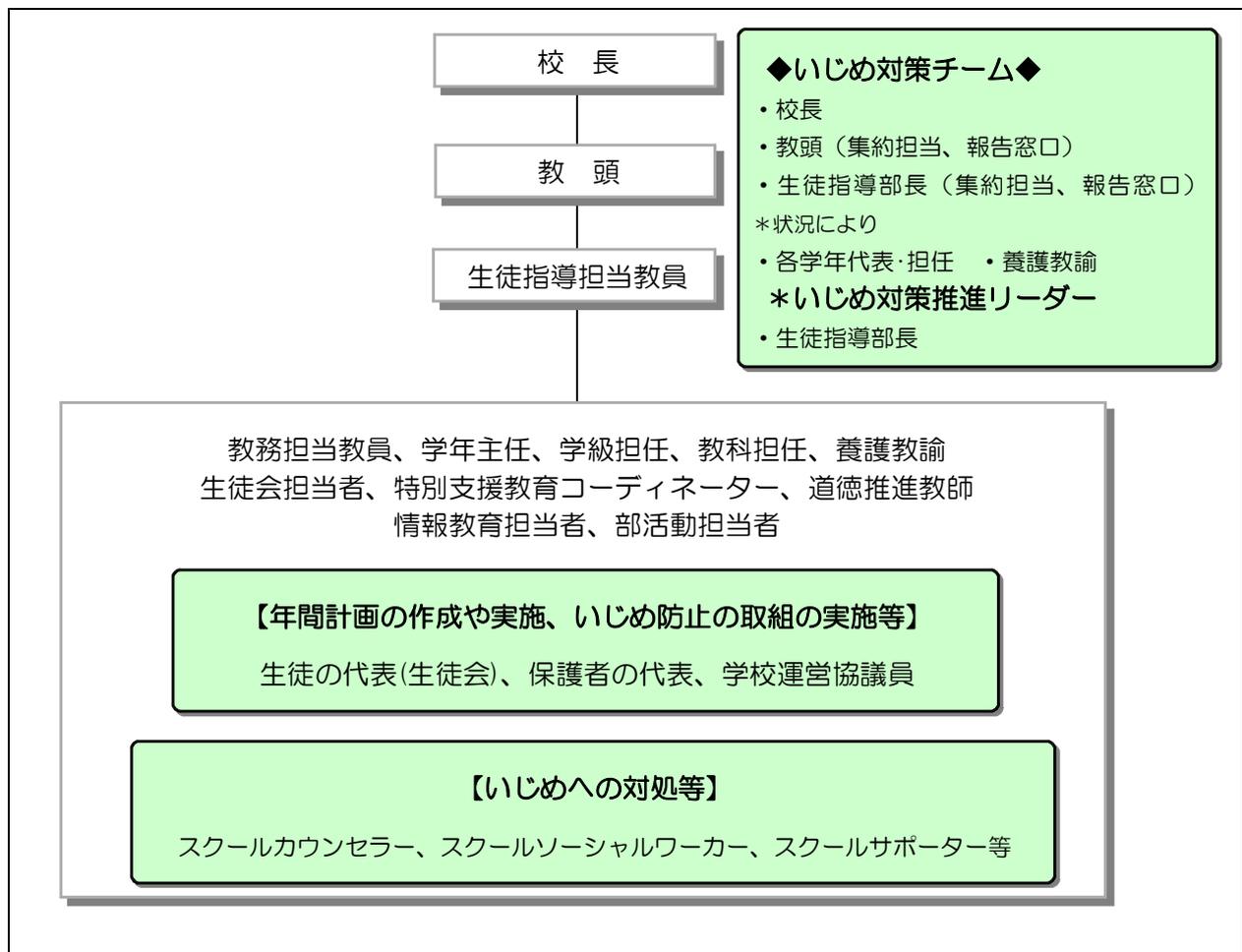
そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表

として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察官経験者)などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) 組織の役割

- ①未然防止
 - ア いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ②早期発見・事案対処
 - ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - イ いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ウ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - エ いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行
 - オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ア 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
 - ウ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織



4 いじめ防止の取組

学校は、児童生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。
- ③幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

保護者の役割

保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童(生徒)が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

◇保護者の役割◇

保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝(登校前)】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、黙って食べたりするようになる。

【夕(下校後)】

- 携帯電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりする。
- 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜(就寝前)】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- 些細なことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題が減った。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。

【夜間(就寝後)】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れていたりする。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。

<2014(H26)文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ対策委員会において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけ、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- ②いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた生徒から、事実確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめを行ったとされる生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案の対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間での対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校と緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します（SNS、暴力等）。

◇保護者の役割◇

- ・保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- ・保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合解消と判断します。

- ① いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ② いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ① いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」※P21参照を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- ② いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

(1) インターネット上のいじめへの対応

- ① 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- ② 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ③ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

◇保護者の役割◇

- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

9 いじめの重大事態への対応

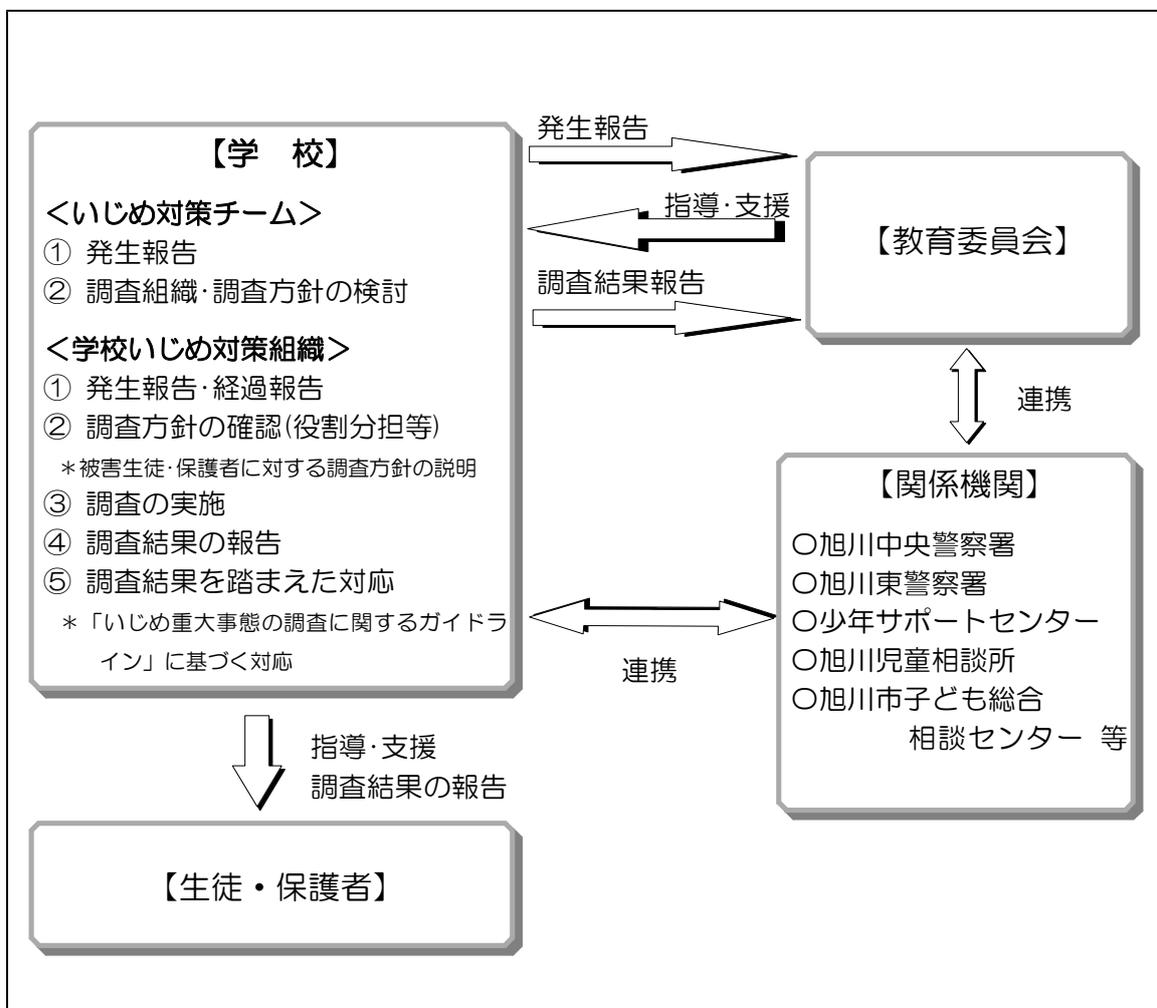
(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



10 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正にあたっては、保護者や生徒の代表（生徒会）、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処にあたっては、必要に応じて、いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部の専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

西神楽中学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教 職 員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報の交流 	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報の交流 ・いじめアンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討
	<p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 	<p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒情報(事例)研修 *スクールカウンセラー参加 	<p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
	<p>○学校ネットパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> *通年で実施 	<p>○学校ネットパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> *通年で実施 	<p>○学校ネットパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> *通年で実施
	<p>○基本方針(生徒版)策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容の検討・周知 	<p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p>	<p>○教育相談</p>
生 徒	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の紹介と周知 		<p>○いじめアンケート調査① 〈ストレスチェック①〉</p>
			<p>○生徒が主体となった未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅標語
		<p>○「人権教育」の授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1・3年生 	<p>○中連生活部研修会への参加</p>
家 庭 ・ 地 域	<p>○基本方針(学校版)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容の説明・周知 (PTA総会・ホームページ) 		<p>○「人権教育」の授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年生

	7月	8月	9月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p>
	<p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p>	<p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p>	<p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p>
		<p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	<p>○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告</p>
生徒	<p>○相談窓口の理解 ・関係機関の紹介と周知(再確認)</p>		<p>○生徒が主体となった未然防止の取組 ・「ストップいじめ宣言」の改訂</p>
		<p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	<p>○「人権教育」の授業 ・全学年</p>
地域・家庭	<p>○保護者面談(参観日) ・いじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活について</p>		

	10月(強調月間)	11月	12月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p> <p>○校内研修 ・「生命(いのち)の安全教育」の授業の実施について</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・いじめアンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p> <p>○校内研修 ・生徒情報(事例)研修 *スクールカウンセラー参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p>
生徒	<p>○生徒が主体となった未然防止の取組 ・アウトメディア運動</p> <p>○「生命(いのち)の安全教育」の授業</p> <p>○「人権教育」の授業 ・1年生</p>	<p>○教育相談 ・保護者も含めた三者面談</p> <p>○いじめアンケート調査② 〈ストレスチェック②〉</p>	<p>○中連生活部研修会への参加</p> <p>○相談窓口の理解 ・関係機関の紹介と周知(冬季休業に向けて)</p>
家庭・地域		<p>○保護者面談(参観日・教育相談) ・いじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活について</p>	

	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報の交流 	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの結果を情報共有、対処の検討 <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報の交流 ・一年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検討 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒		<p>○いじめアンケート調査③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市教育委員会による ＜ストレスチェック③＞ <p>○外部講師による研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止、スマホ等 	
地域・家庭		<p>○学校運営協議会による協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組等の評価・検証 	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の紹介と周知(年度末始休業・新年度に向けて)

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 周囲の生徒や保護者
- 学級担任
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- 生徒アンケート調査や教育相談
- スクールカウンセラー（SC）
- 学校以外の関係機関や地域住民
- その他

<いじめの報告> *いじめ対策チーム

○把握者 ⇒ 報告窓口（教頭・指導部長）⇒ 集約担当（教頭・指導部長）⇒ 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方針、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関等との連携の検討

教育委員会への報告

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ■ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊心を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ■ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さを気付かせる。 ■ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ■ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ■ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- SCなど外部の専門家等の活用

○学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○教育内容・指導方法の改善・充実

- 生徒の居場所作り、絆作りなど、学年・学級経営の一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、事故有用感を高める指導など、授業改善の取組

○家庭・地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめ問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA活動や地域行事への積極的参加による豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックリスト

西神楽中学校 いじめ対策組織

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合には、横に氏名を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。〔 | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていことがある。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | 〔 〕 |

授業や給食の様子

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | 〔 〕 |

清掃や放課後の様子

- | | 生徒氏名 |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。…………… | 〔 〕 |

いじめ発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見つけることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入っていないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。
(※教科書への落書き、破れ)
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。
(※プリントへの落書き、破れ)
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとしらない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たとき周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻りに呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急に辞めると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりのようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号> 代 表 0166-26-5500
子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)
<受付時間> 月・木 8:45~20:00
火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56
0120-0-78310 (24時間子どもSOSダイヤル)
<受付時間> 毎日24時間
<メール相談> doken-sodan@hokkaido-ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)
<受付時間> 平 日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110
<受付時間> 平 日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511
<受付時間> 平 日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566
<受付時間> 平 日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

直接下記電話に御連絡いただいても構いません。

旭川市立西神楽中学校 TEL 0166-68-3152